

平成 年度 水質検査計画設計書（案）

作成日		平成 年 月 日														
施設名																
配水池系名称																
採水地点																
水質基準項目	省略不可	基準値 (mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値 (浄水) (mg/l)	施行規則による検査の基本回数	法施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討			過去3年間の検査結果による最大値 (原水) (mg/l)	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討				検査計画			
					検査回数を減らす場合の要件	検討事項 水質が大きく変わる恐れがあるか	検討結果		検査を省略する場合の要件※3	検討事項 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがあるか	検討結果	省略の可否	検査実施回数	設定理由等		
1 一般細菌	×	100個/ml以下		1回/月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
2 大腸菌	×	検出されないこと	新規項目	1回/月	不可	—	—	不可	新規項目	—	—	—	—	—	—	—
3 カドミウム及びその化合物	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1											
4 水銀及びその化合物	○	0.0005以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
5 セレン及びその化合物	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1											
6 鉛及びその化合物	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1				省令で定める薬品、資機材の使用状況							
7 ヒ素及びその化合物	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
8 六価クロム化合物	○	0.05以下		1回/3ヶ月	※1				省令で定める薬品、資機材の使用状況							
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	×	0.01以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	10以下		1回/3ヶ月	※1				—	—	—	—	—	—	—	—
11 フッ素及びその化合物	○	0.8以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
12 ホウ素及びその化合物	○	1.0以下	新規項目	1回/3ヶ月	※1			不可	新規項目	〃(雫水を原水とする場合を除く)						
13 四塩化炭素	○	0.002以下		1回/3ヶ月	※1											
14 1,4-ジオキサン	○	0.05以下	新規項目	1回/3ヶ月	※1			不可	新規項目							
15 1,1-ジクロロエチレン	○	0.02以下		1回/3ヶ月	※1											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04以下		1回/3ヶ月	※1											
17 ジクロロメタン	○	0.02以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)							
18 テトラクロロエチレン	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1											
19 トリクロロエチレン	○	0.03以下		1回/3ヶ月	※1											
20 ベンゼン	○	0.01以下		1回/3ヶ月	※1											
21 クロロ酢酸	×	0.02以下	新規項目	1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
22 クロロホルム	×	0.06以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
23 ジクロロ酢酸	×	0.04以下	新規項目	1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
24 ジブromクロロメタン	×	0.1以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
25 臭素酸	×	0.01以下	新規項目	1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	オゾン処理、次亜塩素酸を用いる場合を除く						
26 総トリハロメタン	×	0.1以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
27 トリクロロ酢酸	×	0.2以下	新規項目	1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
28 ブロモジクロロメタン	×	0.03以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
29 ブロモホルム	×	0.09以下		1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
30 ホルムアルデヒド	×	0.08以下	新規項目	1回/3ヶ月	不可	—	—	不可	—	—	—	—	—	—	—	—
31 亜鉛及びその化合物	○	1.0以下		1回/3ヶ月	※1											
32 アルミニウム及びその化合物	○	0.2以下	新規項目	1回/3ヶ月	※1				新規項目							
33 鉄及びその化合物	○	0.3以下		1回/3ヶ月	※1				省令で定める薬品、資機材の使用状況							
34 銅及びその化合物	○	1.0以下		1回/3ヶ月	※1											
35 ナトリウム及びその化合物	○	200以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
36 マンガン及びその化合物	○	0.05以下		1回/3ヶ月	※1											
37 塩化物イオン	×	200以下		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	300以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
39 蒸発残留物	○	500以下		1回/3ヶ月	※1											
40 陰イオン界面活性剤	○	0.2以下		1回/3ヶ月	※1											
41 ジェオスミン	○	0.00002以下	新規項目	発生時期に1回以上/月					新規項目	水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要のないことが明らかであると認められる時期を除く						
42 2-メチルイソボルネオール	○	0.00002以下	新規項目	発生時期に1回以上/月					新規項目	原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生状況を含む)						
43 非イオン界面活性剤	○	0.02以下	新規項目	1回/3ヶ月	※1				新規項目							
44 フェノール類	○	0.005以下		1回/3ヶ月	※1				原水並びに水源及びその周辺の状況							
45 有機物(TOC)	×	5以下	新規項目	1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
46 pH値	×	5.8~8.6		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
47 味	×	異常でないこと		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
48 臭気	×	異常でないこと		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
49 色度	×	5度以下		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—
50 濁度	×	2度以下		1回/月	※2				—	—	—	—	—	—	—	—

※1: 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れがないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下である時は、概ね1年に1回以上、10分の1以下である時は、概ね3年に1回以上とすることができる。

※2: 自動連続測定・記録を実施している場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることができる。

※3: 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、検討事項に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず、省略することができる。